

大野福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野福社会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（定款第15条に定める理事長、業務執行理事）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に報酬を支給する。
- (3) 役員等（理事・監事）の報酬総額は、年間1350万円以内とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程に準ずる額
- (3) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員には、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休業にあたる場合は、職員給与に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総数から土曜日、日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和6年4月1日 一部改正

別表 1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額
理 事 長	月額 600,000円
常務理事（業務執行理事）	月額 500,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

	報酬（日額）
評議員：評議員会等への出席	7,000円
法人業務等のため出勤	7,000円
理 事：理事会等への出席	7,000円
法人業務等のため出勤	7,000円
監 事：監事監査、理事会等への出席	7,000円
法人業務等のため出勤	7,000円
評議員選任・解任委員：委員会への出席	7,000円
法人業務のため出勤	7,000円
苦情解決委員：委員会への出席	7,000円
法人業務等のため出勤	7,000円